

告 示

埼玉県告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、春日部都市計画都市高速鉄道を決定した。

なお、当該決定に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司